

改正案					現行				
3 建築・都市計画・土木関係					3 建築・都市計画・土木関係				
番号	事 務	名 称	額	徴収時期	番号	事 務	名 称	額	徴収時期
1 ～ 20	[略]				1 ～ 20	[略]			
21	建築基準法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書（同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	用途地域における建築等許可申請手数料	1件につき 180,000円	許可申請のとき。	21	建築基準法第48条第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書又は第13項ただし書（同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕
22 ・ 23	[略]				22 ・ 23	[略]			
24	建築基準法第53条第4項の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の建蔽率の特例許可申請手数料	1件につき 36,000円	許可申請のとき。	24	建築基準法第53条第4項の規定に基づく建築物の建ぺい率に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の建ぺい率の特例許可申請手数料	〔同左〕	〔同左〕
25	建築基準法第53条第5項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	1件につき 36,000円	許可申請のとき。	25	建築基準法第53条第5項第3号の規定に基づく建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	〔同左〕	〔同左〕

26 ～ 28 の4	[略]			
29	建築基準法第59条第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率、 <u>建蔽率</u> 、建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	高度利用地区における建築物の容積率、 <u>建蔽率</u> 、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料	1件につき 160,000円	許可申請のとき。
30 ～ 34	[略]			
35	建築基準法第68条の3第1項の規定に基づく建築物の容積率、同条第2項の規定に基づく建築物の <u>建蔽率</u> 又は同条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	再開発等促進区等内の建築物の容積率、建築物の <u>建蔽率</u> 又は建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件につき 28,000円	認定申請のとき。
36 ～ 39	[略]			
40	建築基準法第68条の5の6の規定に基づく建築物の <u>建蔽率</u> の特例の認定の申請に対する審査	地区計画等の区域内の建築物の <u>建蔽率</u> の特例認定申請手数料	1件につき 28,000円	認定申請のとき。
41 ～ 86	[略]			

備考

[略]

26 ～ 28 の4	[略]			
29	建築基準法第59条第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率、 <u>建ぺい率</u> 、建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	高度利用地区における建築物の容積率、 <u>建ぺい率</u> 、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料	[同左]	[同左]
30 ～ 34	[略]			
35	建築基準法第68条の3第1項の規定に基づく建築物の容積率、同条第2項の規定に基づく建築物の <u>建ぺい率</u> 又は同条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	再開発等促進区等内の建築物の容積率、建築物の <u>建ぺい率</u> 又は建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	[同左]	[同左]
36 ～ 39	[略]			
40	建築基準法第68条の5の6の規定に基づく建築物の <u>建ぺい率</u> の特例の認定の申請に対する審査	地区計画等の区域内の建築物の <u>建ぺい率</u> の特例認定申請手数料	[同左]	[同左]
41 ～ 86	[略]			

備考

[略]